

事務連絡  
令和3年6月17日

各都道府県  
財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課  
新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における  
協力金支給事務の迅速化に向けた取扱いの変更等について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠における協力金支給事務の迅速化については、令和3年6月8日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における協力金支給事務の迅速化に向けた取組について」において、外部委託の取組、分かりやすい手引きの作成、電子申請の活用などといった各地方公共団体の工夫内容を紹介させていただき、支給事務のさらなる迅速化に向けた取組をお願いしているところです。

つきましては、このような事例を参考にしつつ、協力金支給事務のさらなる迅速化に向けて、

- ・各要請期間後速やかに協力金の申請受付を開始すること
- ・これまでの申請において不正等がなかった飲食店からの申請については申請書・誓約書等のみを用いた簡易な審査に基づき直ちに支給決定を行うこと
- ・少なくとも売上高方式の下限額の支給対象となる店舗については早期に支給決定を行うこと

等の取扱いを行っていただくようお願いします。

また、支給決定を行った後に支給要件を満たさないこと等が判明した場合は、都道府県において定められた手続きに則り、事業者に対して返還請求ができることを申し添えます。

なお、本協力金の支払い等に要する費用に対して、国から相当程度の支援を行っていることを踏まえ、特別の事由なく、要請期間終了から支給が著しく遅延する都道府県に対しては、今後、国の支援のあり方も含め検討することも考えております。

協力金の支給を実施する貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

引き続き、協力金の早期支給に向けてご配慮のほどよろしくお願いいたします。

(照会先)

(1) 協力金の申請・支給状況、各団体の取組

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752

(2) 飲食店等への時短要請・事前協議について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画2担当 高橋・高橋・名取・廣瀬・山野・鈴木

矢部・小林・西中・寺井

直通 03 (6257) 3086